

ふれあいの道路愛護事業 マイロードサポーター参加申込書

年 月 日

総合支庁建設部（次）長 殿

私達は、マイロードサポーターとして協定を締結したいので、ふれあいの道路愛護事業実施要綱第6条に基づき申請します。

※申請締め切り 月 日 必着

(ふりがな) 団体名			団体種別	●団体種別をチェック（☑）してください。 □自治会・法人・その他 □企業 □学校	
代表者氏名	印		代表者住所	〒	
主な連絡者名 及び連絡先	氏名： 電話番号：				
活動人数	●実際に活動する人数をご記入ください。（活動に従事する方は傷害保険への加入が必要） ・ 活動人数 計 人				
	□ 1 清掃	空き缶、空き瓶、紙くず、吸殻、落ち葉等の清掃、側溝の清掃など			
□ 2 除草	人力による草むしりなど				
□ 3 草刈	機械による草刈りなど				
□ 4 剪定	街路樹、支障木の枝落としなど				
□ 5 除雪	機械による歩道の除排雪（冬期間）				
活動計画	●上記1～4の活動のほか、以下の活動を行なう場合は項目をチェック（☑）してください。				
	□ 6 植栽	花壇、植樹枠等の植栽			
	□ 7 情報提供	道路の破損等（路面の陥没、側溝蓋の破損、照明灯の故障など）の情報提供			
	●上記1～6の活動（7 情報提供を除く）を行う回数を毎月ご記入ください。				
	活動回数	主な活動内容		活動回数	主な活動内容
	4月	回		10月	回
	5月	回		11月	回
6月	回		12月	回	
7月	回		1月	回	
8月	回		2月	回	
9月	回		3月	回	
活動箇所	路線名	一般国道：_____ 号 県道：_____ 線			
	活動区間	_____ 市・町・村 大字 _____ ~ _____ 市・町・村 大字 _____ まで			
	活動区間 の 距 離	●上記1～4の活動を行う区間の距離をご記入ください。 (清掃、除草、草刈、剪定の活動区間) _____ m			
		●上記5の活動を行う区間の距離をご記入ください。 (歩道の除排雪の活動区間) _____ m			
		●今年度の活動目標や抱負等をご記入ください。			
今 年 度 の 活 动 目 标					
そ の 他 必 要 書 類	●参加申込書（2部）に以下の書類を添付し、市町村窓口に提出してください。				
	① 住宅地図（活動区間が分かるように色染めしたもの） ② 活動予算書（様式2）				
	③ 団体の概要が分かる資料（新規申込団体のみ） ④ 誓約書（様式7） ⑤ 口座振込申出書				
	⑥ 団体の代表者名義の通帳の写し（代表者と通帳の名義が異なる場合委任状が必要です。）				
	貴団体は、ふれあいの道路愛護事業実施要綱第7条に定める要件を満たすと認められるので、マイロードサポーターとして協定を締結します。作業にあたっては、協定事項を遵守して活動してください。				
	年 月 日				

山形県知事 吉村 美栄子 印

道路の維持管理を行う上での協定事項

(目的)

第1条 この事業は、「地域の道路はまず地域できれいに」という考え方のもと、県が管理する道路の維持管理に積極的に取り組む団体に対し、県は必要な支援、負担を行うことにより多くの住民参画を促しながら、地域の状況や意向などを的確に把握し、地域と県の協働による道路の維持管理を目指し、道路の維持管理に対する住民満足度の向上及び魅力あふれる道路空間の創出を図ることを目的とする。

(団体の役割)

第2条 この事業に参加する団体は、「マイロードサポーター」として県と協定を締結し、その活動区間において主体的に道路の維持管理を行い、県と協働して道路を常に清潔で良好な状態に保つよう努めるものとする。

第3条 団体は、以下のとおり道路の維持管理を行うものとする。

- (1) 清掃、側溝の清掃、除草（人力によるもの）、草刈（機械によるもの）、樹木の剪定、歩道の除雪（機械によるもの）の少なくとも一つ実施すること。
- (2) 前号の活動（歩道の除雪を除く）について原則年間を通して実施すること。
- (3) 今後とも自主的、継続的に取り組んでいくこと。

(県の役割)

第4条 県は、団体と協定を締結し、協働して道路の維持管理を行う団体に対して必要な支援を行うものとする。

- (1) 活動負担金の交付
- (2) 表示板の設置
- (3) 活動状況に関する県民へのPR

2 県は、市町村と連携して公民協働による道路の維持管理の必要性についての普及啓発に努めるとともに、団体や地域における当該事業その他道路の維持管理に対する意見の把握に努めるものとする。

3 県は、団体から道路の破損等に関する情報提供があった場合は、現地確認等により状況を把握し、一般交通に支障を及ぼさないようにするものとする。

4 県は、団体の道路の維持管理がより円滑になるよう関係機関と連絡調整を行うものとする。

(具体的支援)

第5条 前条の活動負担金の額は、建設部（次）長が別途通知する。

2 前条の表示板の設置は、建設部（次）長が団体の意向等を勘案し決定するものとする。

(活動計画)

第6条 団体及び県は、第4条に基づく協定を締結したときは、活動区間における互いの役割を確認し、協働がより効果的になされるよう努めるものとする。

(登録の解除)

第7条 次の場合、建設部（次）長は当事業への登録を解除できるものとする。

- (1) 参加者自ら事業への参加を辞退したとき
- (2) 参加者としてふさわしくないと認められるとき
- (3) この事業における規定義務を果たしていないと認められるとき
- (4) 道路の維持管理上支障となるとき

(活動の安全)

第8条 団体は道路の維持管理を行うに当たっては、その活動に係る傷害保険に加入するものとし、法令を守り、安全に十分注意して行うものとする。

(事故等の連絡)

第9条 万一、作業中に事故が起きた場合は、直ちに事故報告書（様式6-1、6-2、6-3）を建設部（次）長に提出するものとする。

(実施上の注意)

第10条 団体等の構成員が小中学生となる場合には、道路等での作業は危険を伴うのでその保護者等が参加するものとする。

(活動の報告)

第11条 団体は、道路の維持管理の終了後、以下の書類を速やかに建設部（次）長あて提出するものとする。

- (1) 活動報告書（様式5）
- (2) 活動状況写真